

三菱UFJ年金ニュース【特別版】

最近の年金関連トピックス (DB年金、DC、会計)

平成24年7月

目次

1. DB年金の決算積立状況等(平成24年3月決算先)	
1-1. 継続基準	…P3
1-2. 非継続基準	…P5
1-3. 継続基準の予定利率と運用実績(時価ベース利回り)	…P6
1-4. 特別掛金の残余償却期間	…P7
1-5. 成熟度に関する指標	…P8
2. 退職給付会計に関する新基準	…P11
3. 有識者会議の概況等	…P17
4. 代行返上DBの記録の再整備	…P24
5. 財政運営基準の改定	…P26
6. DCの要件緩和にかかる意見募集	…P29
7. 平成24年4月～平成24年6月の年金ニュース	…P31
8. 本資料関連の平成24年4月～平成24年6月のMUTB年金メールマガジン一覧	…P33

平成24年4月～平成24年6月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

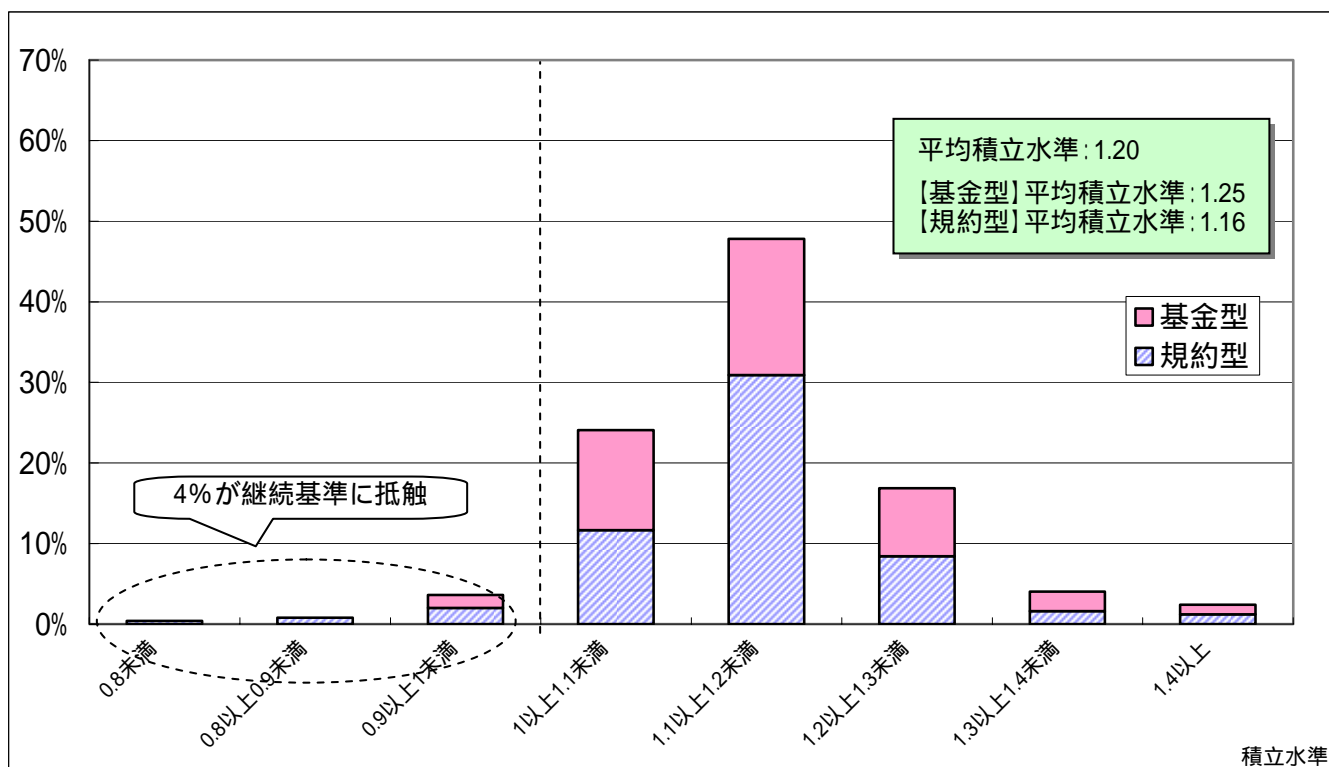
**1. DB年金の決算積立状況等
(平成24年3月決算先)**



1 - 1 . 継続基準

- 継続基準の積立水準の平均 : 1.20 (前年度平均1.17)
- 約96 % (前年度96%) のDB年金が継続基準を充足。

継続基準の積立水準 = (数理上資産額 + 許容繰越不足金) ÷ 責任準備金

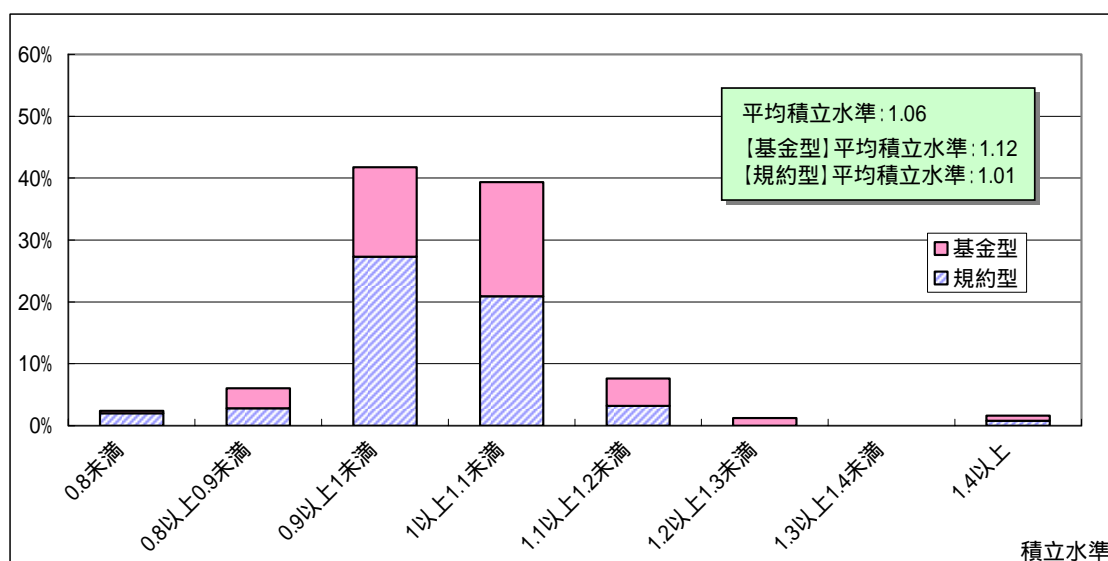


(注) 平成24年3月末に決算を迎えた弊社総幹事先DB年金249件(基金型107件、規約型142件)について集計(P4~P9において同じ)

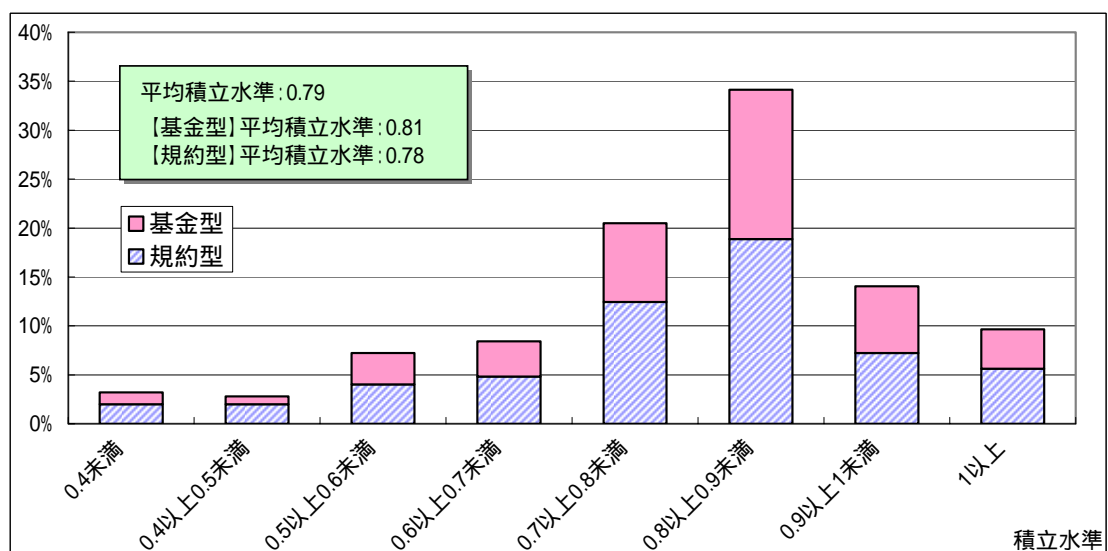
1 - 1 . 継続基準

- 【ご参考1】は許容繰越不足金を除いた純粋な積立水準。
- 【ご参考2】は適格年金における年金資産/責任準備金と類似の考え方による積立水準。

【ご参考1】 数理上資産額 / 責任準備金



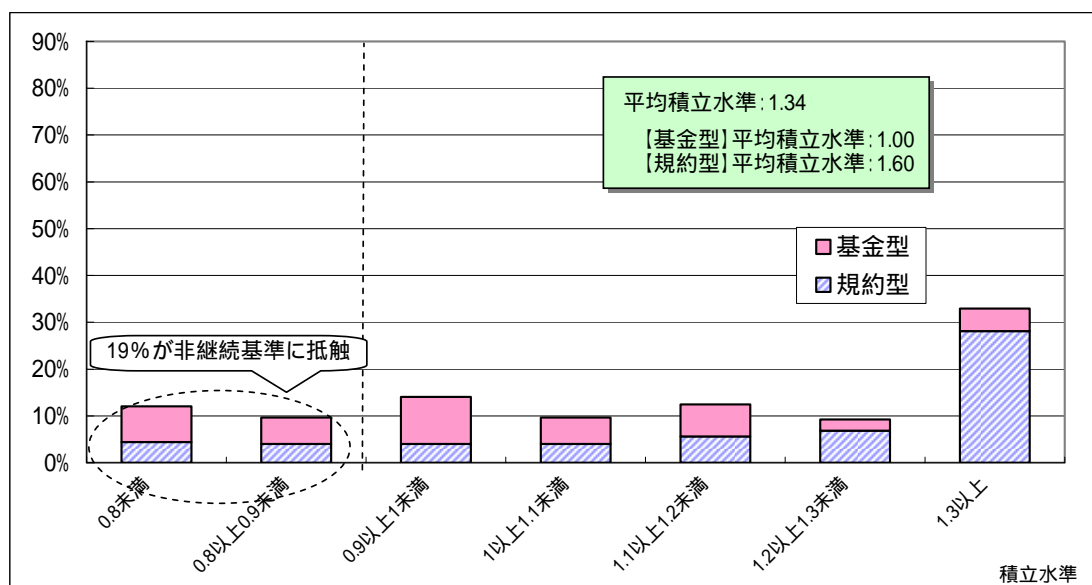
【ご参考2】 数理上資産額 / 数理債務



1 - 2 . 非継続基準

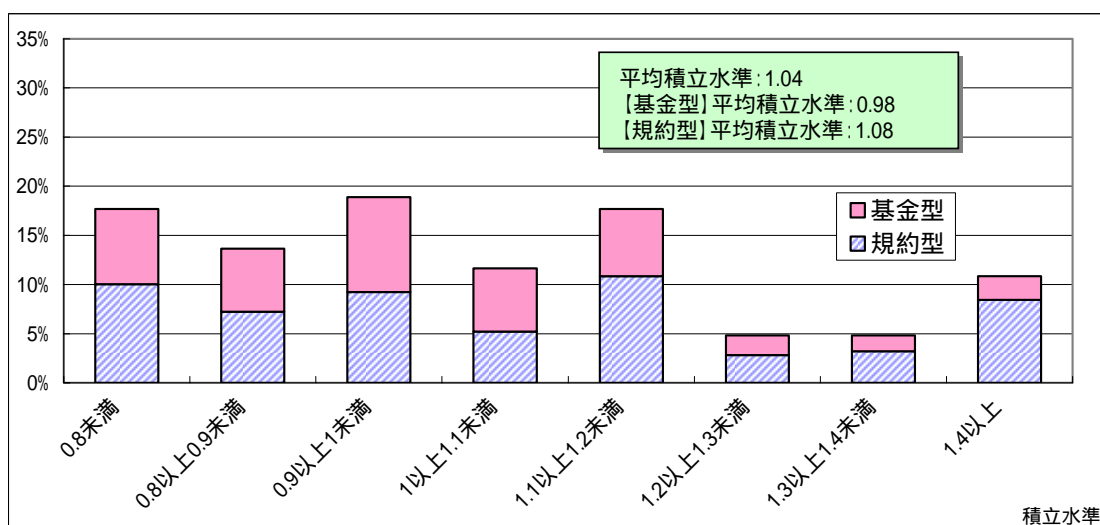
- 非継続基準の積立水準の平均 : 1.34 (前年度平均1.18)
- 約81% (前年度73%) のDB年金が非継続基準を充足。

非継続基準の積立水準 = 純資産額 ÷ 最低積立基準額 (未認識額控除後)



積立水準が0.8以上0.9未満の場合でも、過去3事業年度のうち積立水準が0.9以上の事業年度が2回以上ある場合は、非継続基準に抵触しない。

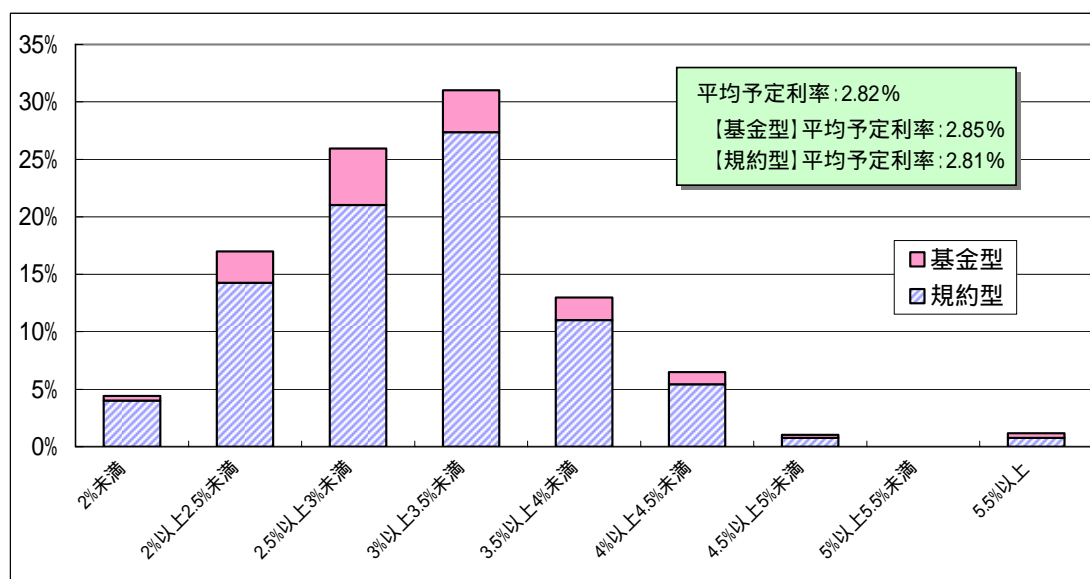
【ご参考】純資産額/最低積立基準額 (未認識額控除前)



1 - 3 . 継続基準の予定利率と運用実績（時価ベース利回り）

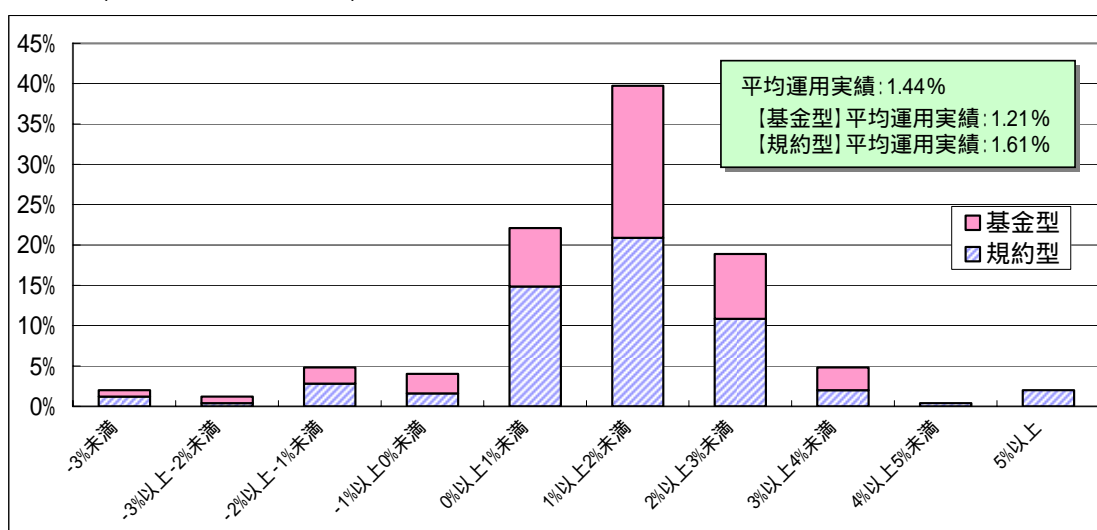
- 継続基準の予定利率は2.5%～3.5%の設定が中心。
（集計対象は平成23年4月～平成24年3月の決算先）
- 運用実績はポートフォリオ等によりばらつきあり。

継続基準の予定利率



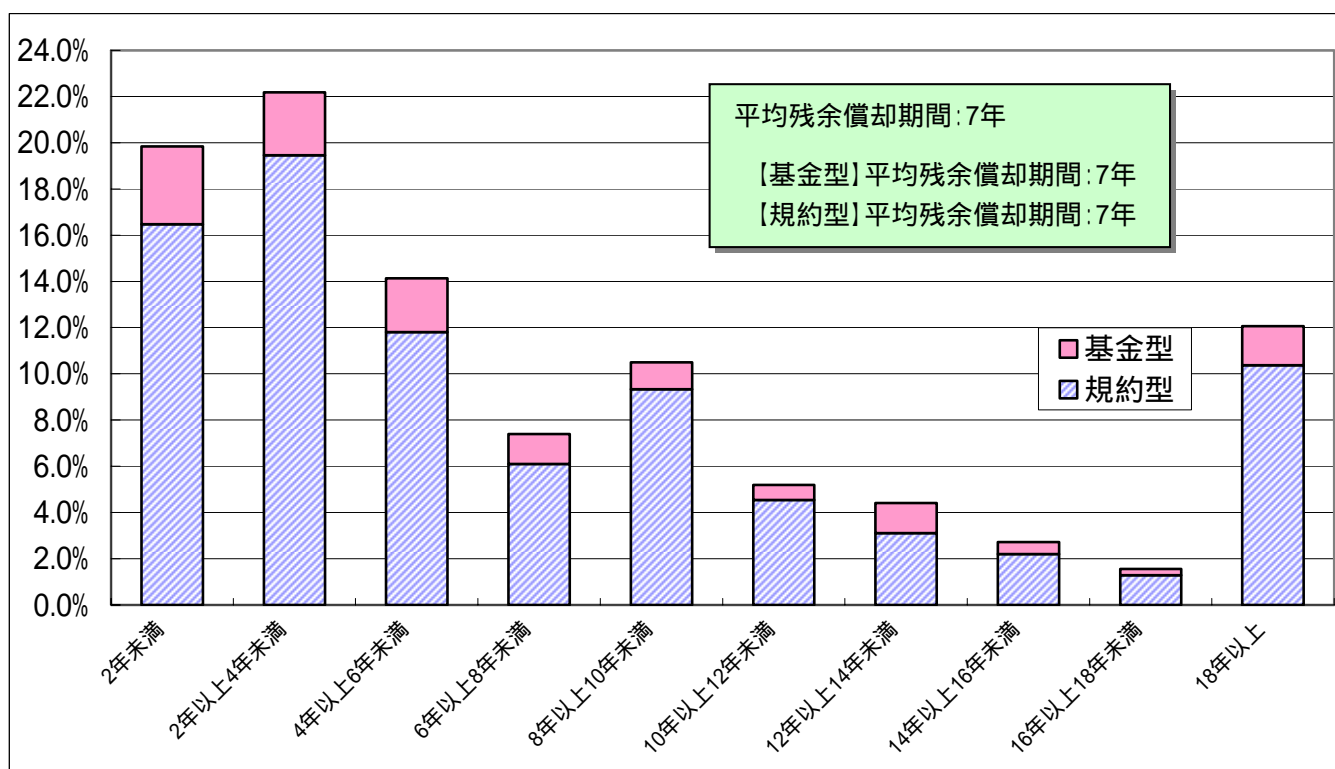
同一制度で複数の予定利率を設定している場合は、最も低い率を集計。

運用実績（時価ベース利回り）



1 - 4 . 特別掛金の残余償却期間

- 平均残余償却期間 : 7年
- 特別掛金の償却期間が長いと加入者の減少や基準給与の減少などによる将来の収入不足の影響を受け易くなる。
(集計対象は平成23年4月～平成24年3月の決算先)

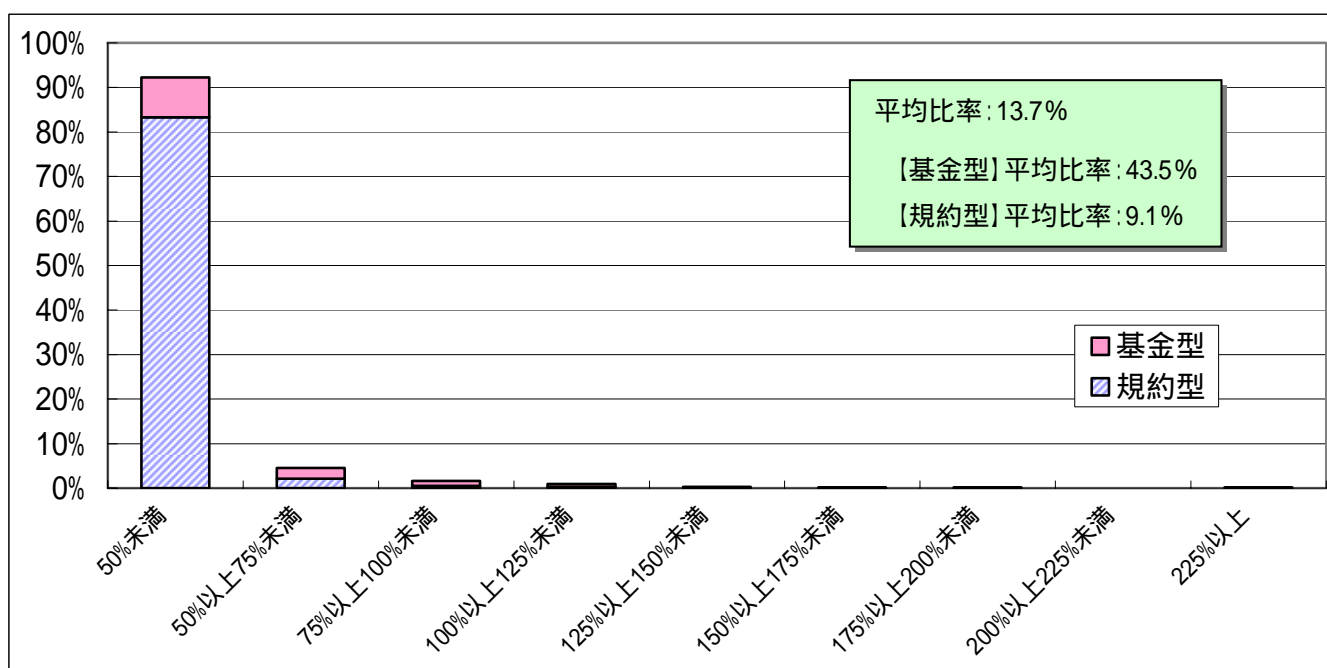


同一制度で複数の特別掛金を設定している場合は、最長の残余償却期間を集計。

1 - 5 . 成熟度に関する指標

受給者数/加入者数

- 平均比率 : 13.7%
- 制度設立後の経過年数に従って成熟度が徐々に高まっていくことは年金制度として自然な現象。
- 成熟度をみるポイント：毎年の変動の状況（急上昇していないか）やその要因（新規採用者の減少や事業所脱退に伴うもの等）（集計対象は平成23年4月～平成24年3月の決算先）



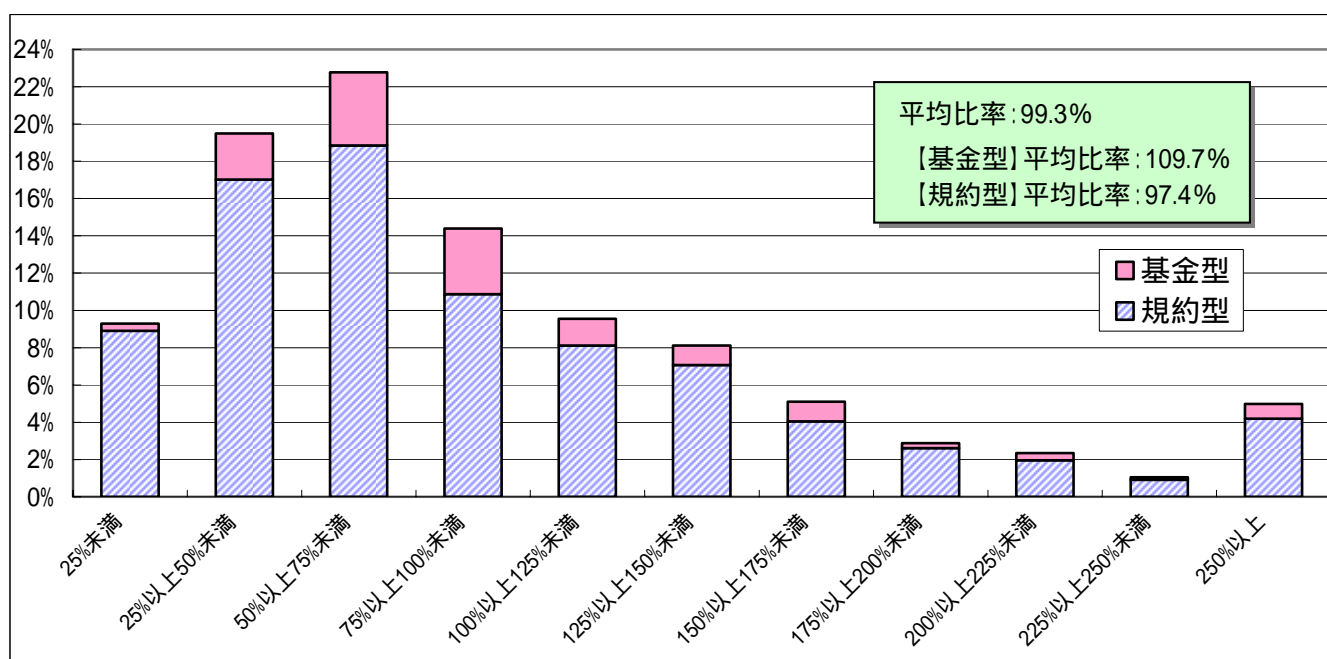
事業報告書にかかる基礎数値として当社より報告の数値を集計。

1 - 5 . 成熟度に関する指標 給付額/掛金額

➤ 平均比率 : 99.3%
 (集計対象は平成23年4月～平成24年3月の決算先)

給付額 = 一時金給付額 + 年金給付額 (発生ベース)

掛金額 = 標準掛金 + 特別掛金 + 特例掛金 (発生ベース)



2. 退職給付会計に関する新基準

2. 退職給付会計に関する新基準

- 5月17日、企業会計基準委員会は「退職給付に関する会計基準」「適用指針」の新基準（ステップ1）を公表。
- 公開草案からの主な変更は、いわゆる即時認識が連結決算のみで適用されることになった点。

米国など諸外国の動向や震災の影響等を踏まえ、日本企業へのIFRS（国際会計基準）の適用は慎重に検討すべきという意見も出ていた。こうした状況を反映して、退職給付会計の見直しについては、平成22年3月の公開草案公表後、2年を経過しても基準が確定しない状況にあったが、平成24年1月から企業会計基準委員会において審議が再開され、平成24年5月17日、基準が公表された。

国内基準の改正項目（一覧）

国内基準の改正項目		主な改正点
貸借対照表上での即時認識		未認識数理差異等を、税効果を調整し純資産で認識
債務計算の見直し	退職給付見込額の期間帰属方法の見直し	退職給付見込額の期間帰属方法として、期間定額基準、給付算定式に従う方法、の選択を認める
	割引率の見直し	原則、退職給付の見込支払日毎の複数割引率（給付支払時期・金額を反映した単一の加重平均割引率も可）
	予想昇給率の見直し	予想される昇給を含める
複数事業主制度の取扱いの見直し		例外処理の適用は制度の内容を勘案して判断する（実質的には従来通りの取扱い）
長期期待運用収益率の考え方の明確化		退職給付に充てられるまでの期間を考慮して設定
名称等の変更	退職給付引当金 退職給付に係る負債	引当金については、計上する負債が引当金に関する会計上の要件を満たさなくなったため変更 過去勤務費用は年金財政上の「過去勤務債務」とは異なることを明示するため変更 長期期待運用収益率の考え方の明確化に伴い変更
	前払年金費用 退職給付に係る資産	
	過去勤務債務 過去勤務費用	
	期待運用収益率 長期期待運用収益率	
開示項目の拡充		より制度の運営実態を明確にするための情報追加

連合型において例外処理を適用することが不適切なケースがあり、その対応としての取扱い。

2. 退職給付会計に関する新基準

公開草案と確定した内容との比較

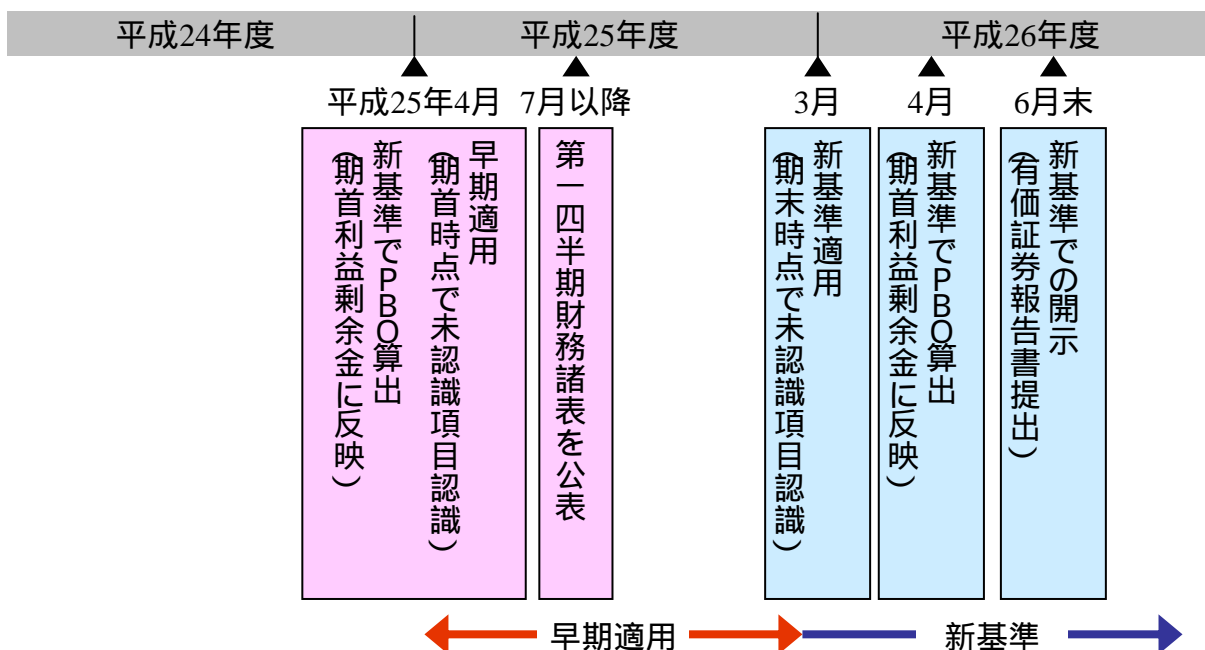
公開草案からの大きな変更点は、即時認識が連結決算のみとなったこと。単独決算への適用が見送られたのは、配当可能利益の算定、財務制限条項への抵触等が配慮されたため。

	公開草案	確定した内容
債務・資産の変動	即時認識 (変動額をその他の包括利益に計上し、期末時価に評価替え)	連結決算は即時認識 単独決算は従来通り、遅延認識
費用の算出・表示	従来通り (過年度に発生した数理計算上の差異等を一定期間で損益に計上)	同左
情報開示	より詳細な情報開示を要求 (負債・資産変動の内訳、資産の構成比等)	同左 (一部、簡素化された項目あり)
PBO計算	割引率の設定・債務の期間帰属の方法	同左 (連結・単独とも改正)

新基準適用スケジュール

平成25年4月1日以降開始される事業年度の期末から適用開始。早期適用可。

【3月期決算企業の場合のスケジュール】



2. 退職給付会計に関する新基準

主な改正点

新基準では、現行の国際会計基準との相違点（債務計算、開示等）を改正し、あわせて国際会計基準で改正された項目の一部（未認識項目の即時認識）を反映している。

1. 未認識項目の貸借対照表での即時認識（連結決算のみ、単独は従来通り）

- ✓ 期末の退職給付債務と年金資産を時価に洗い替え、差額を貸借対照表に計上
- ✓ 未認識項目はその他の包括利益に含めて計上
- ✓ 計上したその他の包括損益は、税効果を勘案の上、純資産に反映
- ✓ 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法は変更せず、一定年数で費用処理（遅延認識）
- ✓ その後の期間に費用処理する際に、同額のその他の包括利益を減額（いわゆるリサイクル＝組替処理）

< 新基準適用時：旧基準に基づく処理 >

期末 退職給付債務 15,000	退職給付引当金 3,000
	未認識項目計 2,000
	期末 年金資産 10,000



純資産の部にその他の包括利益累計額
(2,000)を計上(退職給付に係る調整額)



退職給付に係る調整額の税効果を考慮
税効果後：1,300 = 2,000 × 65%
貸借対照表の純資産の部が未認識項目分増減
(注) 実効税率35%として税効果を算出

< 新基準適用時：新基準に基づく処理 >

BSに負債計上

期末 退職給付債務 15,000	退職給付に係る 負債 5,000
	期末 年金資産 10,000



2. 退職給付会計に関する新基準

平成26年4月からPBOの計算方法が変更になる。変更内容と変更時の会計処理は以下の通り。

2. 退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し

✓ 退職給付見込額の期間帰属方法の見直し

現行：期間定額基準が原則

新基準：期間定額基準と、国際会計基準の方法である給付算定式基準の選択制

退職給付債務 将来の給付見込み額のうち、現在までの勤務で発生した額の現価

退職給付見込額

×

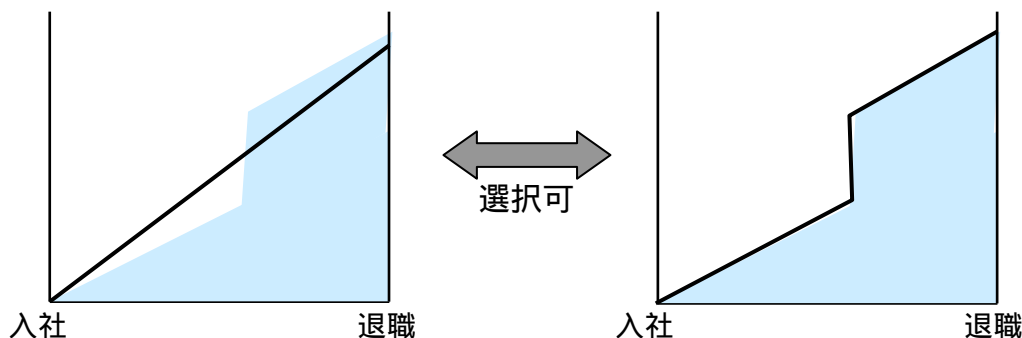
期間配分計算

×

割引計算

< 期間定額基準 >

< 給付算定式基準 >

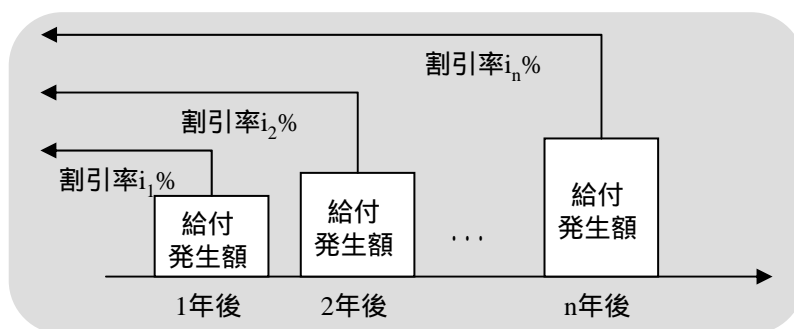


✓ 割引率の見直し

現行：従業員の平均残存勤務期間等に基づく単一の割引率も可能

改正案：見込支払日までの期間ごとに複数の割引率を設定(単一の加重平均割引率も可)

IFRSの考え方 給付支払い時期を反映した割引



割引率はイールドカーブによる水準を想定

✓ 適用時の会計処理

退職給付債務・勤務費用の計算方法

適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額は、期首の利益剰余金に加減する。

過去の期間の財務諸表については遡及処理しない。

2. 退職給付会計に関する新基準

3. 開示項目の拡充

- ✓ 平成26年3月期決算より、開示項目が大幅に拡充される
- ✓ 現在の国際会計基準で採用されている項目を中心に追加

< 注記に追加される項目(主なもの) >

- ・退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- ・年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- ・退職給付債務及び年金資産と貸借対照表で計上された退職給付に係る資産及び負債調整額
- ・その他の包括利益で計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳
- ・年金資産に関する事項(年金資産の内訳、長期期待運用収益率の設定方法)

残高調整表において開示すべき項目(開示例)

退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	100,000
勤務費用	5,000
利息費用	2,000
数理計算上の差異の当期発生額	1,500
給付の支払額	2,500
過去勤務費用の当期発生額	8,000
その他	500
期末における退職給付債務	98,500

年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	75,000
期待運用収益	1,500
数理計算上の差異の当期発生額	3,000
事業主からの拠出額	500
給付の支払額	1,000
その他	300
期末における年金資産	73,300

今後の方向性

企業会計基準委員会では、当初予定されていたステップ2(改正後IAS19号とのコンバージェンス)の取扱いについて、現時点では見解を示していない。
ただし、IFRSを巡る諸情勢を勘案すると、当面先送りされる可能性は高いと考えられる。

3. 有識者会議の概況等



3. 有識者会議の概況等

- 6月29日に開催された第8回厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議において、第1～7回の議論をまとめた『報告(案)』が提出され、当該報告に関して議論が行われた。
- 今後は報告(案)の内容に基づいて、具体的な制度改定につき順次意見募集等が実施されるものと思われる。

報告(案)の概要等

- 報告(案)に対して各委員からは大きな修正を求める意見は出なかった。
- 厚生年金基金制度の存廃については存続意見が主流であるものの、報告(案)においては両論併記とされた。
- 特例解散の分割納付金の連帯保証の仕組みは見直しを検討すべきとされた。
- 最低責任準備金の算出方法については、0.875問題 の是正が明示された。

最低責任準備金のコロナシ計算において代行給付相当額を算定するための係数

3. 有識者会議の概況等

報告(案)の内容と主な意見等

1. 資産運用規制の在り方

基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 代行部分を含む積立金を安全かつ効率的に運用していく観点より以下の基本的な視点が必要。 善管注意義務や忠実義務といった基金の理事長や理事の受託者責任を明確化し、その趣旨を改めて徹底していくこと 基金のガバナンス強化や資産管理運用業務に携わる役職員の資質向上を通じて、基金の資産管理運用体制を強化すること 外部の専門家等による支援体制や行政によるチェック機能を強化すること また、金融行政においてもAIJ問題のような不祥事の再発防止の努力や運用受託機関に対する適切な管理監督を行うことが不可欠。
---------	--

< 資産運用規制の在り方 >

1. 受託者責任の明確化	
分散投資の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 政策的資産構成割合の策定を全基金に義務化 集中投資については、運用の基本方針において基金としての方針を明確化¹ 運用の基本方針の届出、資産運用業務報告書の見直し
忠実義務の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 忠実義務を徹底(運用受託機関等からの特別な利益提供などについて、国家公務員倫理規程に準拠して役職員の職務に関する倫理規程を定める等)
2. 基金の資産運用体制の強化	
運用受託機関の選任・評価	<ul style="list-style-type: none"> 先進的な事例も参考にしつつ定性評価における投資方針や組織・人材、運用プロセス等に関する着眼点や、オルタナティブ投資に係る運用受託機関へ説明を求めるべき事項の具体例を「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」)に追加等
基金のガバナンス・情報開示	<ul style="list-style-type: none"> 代議員会等に説明すべき事項の例示をガイドラインに追加 基金の監事監査規程を見直して、監査におけるチェックリストに改定後のガイドラインの内容を反映 また、ガイドラインの遵守状況も含めた監査結果について代議員会への報告を義務付け、今後の基金の資産管理運用業務に適切に反映
資産管理運用業務に携わる役職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 役職員の資産運用に関する実務経験や資格の保有状況等も勘案しつつ、連合会等の研修を受講させ、代議員会等にその取組状況を報告等
3. 外部の専門家等による支援体制や行政等による事後チェックの強化	
資産運用委員会	<ul style="list-style-type: none"> 中立性・公正性の観点にも留意しつつ、資産管理運用業務に関連する専門的知識・経験を有する者を構成員に加えることが望ましい² 資産運用委員会の議事等の概要を代議員会へ報告、事業主や加入員等にも周知
運用コンサルタント	<ul style="list-style-type: none"> 今後は金融商品取引業法上の投資助言・代理業者の登録を行っていることを契約の要件とし、他の運用受託機関との関係で利益相反がないかどうかについて確認
行政による事後チェックの強化	<ul style="list-style-type: none"> 厚労省が策定する監査要綱を見直して改定後のガイドラインの内容を反映したチェックリストを作成 基金は監査結果を代議員会へ報告することとし、今後の基金の資産管理運用業務に適切に反映

第3回有識者会議で提示された「資産運用規制の方向性」より大きな変化はない。

但し、実務面等を考慮して以下の点は表記が緩和された。

1. 集中投資について

「(委託会社1社あたりの割合等の)一定基準の明確化」

「(特定の受託機関の特定の商品に対する集中投資問題に関して)運用の基本方針において基金としての方針を明確化」

2. 資産運用委員会について

「構成メンバーに学識経験者や実務経験者を入れることを義務化」

「管理運用業務に関連する専門的知識・経験を有する者を構成員に加えることが望ましい」

3. 有識者会議の概況等

2. 財政運営の在り方

今後の財政運営の在り方	
予定利率の引き下げ	<ul style="list-style-type: none"> 予定利率の引き下げに伴う掛金引上げについて、できるだけ平準化し、予定利率を引き下げやすくする方策を検討。
積立不足への対応	<ul style="list-style-type: none"> 積立不足への対応としては、給付水準の引下げが一つの方策だが、給付水準の引下げに関しては以下の両方の意見があった。³ <ul style="list-style-type: none">)母体企業の経営悪化等の「理由要件」や「手続要件」、受給権者減額の際の一時金支払い(最低積立基準額)について見直しを行うべき。)上乘せ部分の給付は賃金の後払的性格を有しており、労使による合意がない限り安易な引下げを行うべきではないこと、また、総合型基金の場合、上乘せ部分の給付を引き下げても財政効果が低いことなどを踏まえれば、現行の基準は維持すべきである。
解散基準等	<ul style="list-style-type: none"> 公的年金である代行部分の毀損を防ぐという観点から、財政健全化の見込みが立たない場合には解散を促していくことも必要。このため、現行の解散基準を緩和することや、指定基金制度と組み合わせつつ、一定の要件を定めて解散命令を機動的に発動していくということなどが考えられる。 連合会の支払保証事業について強化すべきという意見があった。また、代行割れ基金を対象とした支払保証制度を創設することは、モラルハザードを招く可能性があるなど問題点が多く、慎重であるべきとする意見があった。

3. 給付水準の引下げについて

報告(案)では両論併記とされたが、これまでの会議を傍聴した印象では「)母体企業の経営悪化等の「理由要件」や「手続要件」、受給権者減額の際の一時金支払い(最低積立基準額)について見直しを行うべき。」とする意見が主流。

3. 有識者会議の概況等

3. 厚生年金基金制度等の在り方

1. 代行制度の今後の在り方 ⁴	
代行制度が公的年金である厚生年金の財政に与える影響という観点	<p>過去10年間における最低責任準備金に対する平均積立状況を見ると約3割の基金が代行割れ状況にあり、また、全体の約6割の基金が、最低責任準備金に対する年金給付等積立金のバッファが10%未満である。今後の産業構造や経済金融環境の変化を経ても代行制度が中長期にわたり持続可能であるかどうか、厚生年金本体の財政に与えるリスクを考えて判断すべき。</p> <p>代行制度が公的年金財政の一部となっている以上、将来的には基金制度の存在が公的年金の保険料引上げや年金積立金の減少につながるリスクは残る。公的年金である厚生年金保険の被保険者の中には企業年金を持たない中小企業の従業員も多いことを考慮すれば、こうしたリスクを持つ制度をこれ以上存続させるべきではなく、一定の期間において廃止すべき。</p>
今回出た意見	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の受け皿制度としての機能は理解するが、運用環境の変動要因が大きいなか、代行部分を持つリスクは大きく、将来的には廃止すべき。
代行制度が中小企業の企業年金の維持・普及に果たしてきた役割という観点	<p>財政状況は基金により様々であり、個別の基金ごとの状況を分析する必要がある。また、資産運用の実績も単年度ではなく長期的に見て評価すべき。健全に運営されている基金や健全化に向けて努力を続けている基金も数多くあることから、現場の努力を尊重し、制度を維持すべき。</p> <p>総合型基金の上乗せ部分の給付水準は低く、代行部分がなくなれば、スケールメリットが働きにくくなり、確定給付型企業年金や確定拠出年金に移行したとしても効率的な資産運用はできない。中小企業の企業年金を維持するとの観点から、代行制度は維持すべきである。</p>
今回出た意見	<ul style="list-style-type: none"> (代行制度を維持すべきという意見が主流であることを踏まえると)両論併記とすることで本心に良いのか。

4. 代行制度の今後の在り方について

報告(案)では両論併記とされたが、これまでの会議を傍聴した印象では「代行制度が中小企業の企業年金の維持・普及に果たしてきた役割」より厚年基金制度は維持すべきとする意見が主流。

3. 有識者会議の概況等

2. 代行部分の財政運営の在り方	
最低責任準備金の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 基金の実態に合わせたものとするとの観点から、代行給付費の計算に当たって用いられる係数(0.875)を見直す必要がある。 なお、最低責任準備金の計算に用いられる厚生年金本体の運用利回りについて、実績の確定時期と計算への適用時期の乖離の問題(「期ずれ」問題)⁵を解消すべきであるとの意見や、最低責任準備金と過去期間代行給付現価との乖離を事後的に調整する給付現価負担金の交付基準を見直すべきとの意見もあった。⁶
今回出た意見	<ul style="list-style-type: none"> 最低責任準備金の是正は緊急性が高い問題。速やかに対応する必要がある。
代行割れ問題への対応	<ul style="list-style-type: none"> 代行部分の財政運営の在り方を考えるに当たっては、厚生年金保険本体に与えるリスクを縮小する方向で検討する必要がある。 モラルハザードの防止に留意し、厚生年金保険の被保険者の納得が十分に得られる仕組みであるということを前提に、基金の自主的な努力を支援するとの観点から、特例解散における現行の納付額の特例措置や連帯債務の仕組みを見直すことを検討すべき。この場合、連帯債務の問題については、解散後も国と基金との間の債権・債務関係が続く現在の仕組みを見直して、解散時に各事業所の債務が確定できるようにすることを検討すべき。 また、解散の際に、母体企業の財務諸表にそれまで簿外債務となっていた年金給付債務が計上されることに伴い母体企業の資金調達に大きな支障が生じることのないよう、金融行政と連携しつつ対応を検討する必要がある。 なお、分割納付に際して納付額に付される利率は厚生年金保険本体の実績運用利回りに連動しているが、母体企業の資金調達計画を組みやすくする観点から定率とするなどの緩和措置を講ずるべきとの意見もあった。
今回出た意見	<ul style="list-style-type: none"> 解散の理由要件・手続き要件は是非緩和すべき。
3. 中小企業の企業年金の在り方	
中小企業の企業年金の普及の観点	<ul style="list-style-type: none"> 給付設計の弾力化や制度運営コストの低減を図るための規制緩和や税制改正など、様々な方策の検討を進める必要がある。 また、小規模の企業年金にとっては運用コストの問題も大きいことから、運用のスケールメリットを生かすために共同運用の受け皿をつくり、希望する場合には運用委託できるような仕組みを用意することも考えられる。 なお、共同運用については、各企業年金の受託者責任との関係等の課題も多く、慎重に検討すべきとの意見もあった。 老後生活に備えた自助努力を支援するとの観点から、例えば税制優遇措置のある退職個人勘定の創設等について、諸外国の例も参考にしつつ検討していく必要がある。
今回出た意見	<ul style="list-style-type: none"> 基金を守るという観点から連合会への共同委託は是非進めて欲しい。 共同運用のメリット自体を否定する訳ではないが、連合会にだけ委託するというのもガバナンスの面から問題がある。慎重な検討が必要。

5 「期ずれ」問題について

「期ずれ」問題が具体的に何を指すのか不明。
 これまで傍聴した印象では非継続基準における期ずれ解消を指すのではないと思われる。

6 最低責任準備金の計算方法にかかるその他の論点について

これまでの会議においては、「期ずれ解消」、「給付現価負担金の要件緩和」以外にも、「免除保険料率算定の予定利率の引下げ」について各委員より意見あり。

3. 有識者会議の概況等

4. 今後のスケジュールについて

- 今後の法令等の改正スケジュールは、今回の会議では明示されなかった。
- しかし、例えば「資産運用ガイドライン」等の通知改正で対応可能な事項については、ある程度早いタイミングで意見募集等が開始される可能性あり。
- 一方、厚年基金の財政運営や制度の内容に関する内容については、法律や政令、省令といった内容に関する事項が多いものと思われ、改正には一定の時間を要することが想像される。
- 仮に法改正が必要な事項であれば、早くても来年の通常国会での法案提出を目指すことになると思われる。

4. 代行返上DBの記録の再整備



4. 代行返上DBの記録の再整備

- 代行返上したDB年金が希望すれば再度記録整備を実施することを可能とする通知が発出された。
(希望しない場合は、特段の手続きは不要)
- 再整備には、代行返上前の加入員記録・証拠書類が必要。

再整備手続きの概要

記録の再整備を希望する場合には以下の手続きとなる

1. 記録の再整備を希望したDB年金には、国の被保険者記録が提供されるので、DB年金自身で代行返上前の加入員記録との再突き合せを行う。
2. 記録の再突き合せの結果、不一致記録が判明した場合は、証拠書類²を準備して、DB年金から国へ審査を依頼する³。
3. 審査の結果、国の記録が訂正される場合は、DB年金において、最低責任準備金を再計算した上で、財産目録及び決算報告書を再作成し、最低責任準備金の不足分を国庫納付する。

² 証拠書類は以下に記載の通りとなる。(証拠書類がない場合は審査の依頼はできない)

³ 不一致記録に相当する額をDB年金から独自給付する場合は、審査を依頼しないことも可能。

証拠書類について

特定証拠書類	厚生年金保険法第29条第1項に基づく通知の写し(標準報酬の決定等) 事業所の基金編入、脱退時の規約認可書の写し 基金の設立認可書の写し又は基金の設立に係る官報公告の写し
参考資料	人事記録 給与記録 健康保険組合の被保険者記録 雇用保険の被保険者記録 事業所作成の厚生年金被保険者台帳 事業主が基金へ提出した、複写式であることが確認できる届出書(資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届若しくは賞与届)の控え

(注)厚生年金基金の加入員台帳は参考資料とはならない。

5 . 財政運営基準の改定

5. 財政運営基準の改定

➤ 回復計画の策定期間10年の適用について行政回答があった。

前提(これまで確認している内容)

- 回復計画の策定期間10年が可能なのは平成24年3月末が最後となる。(平成25年3末以後は原則7年)
- 平成25年3月末決算からは、原則として7年間での策定となるが、既に回復計画を実施中の制度については従前の最終年度までの期間(最大で平成34年度までの9年間)を使用することができる。

行政回答(要旨)

- 平成24年3月末基準で「継続実施」だった場合(最終年度は最大で平成33年度)でも、回復計画の前提を見直して回復計画を「再策定」することができる。これにより、最終年度を平成34年度まで延長することができる。
- 前提の見直しは、例えば運用利回りの前提を「0.01%引下げる」や「最低責任準備金付利率を0.01%引上げる」ことなどが考えられるが、年金数理人が適切に判断すること。

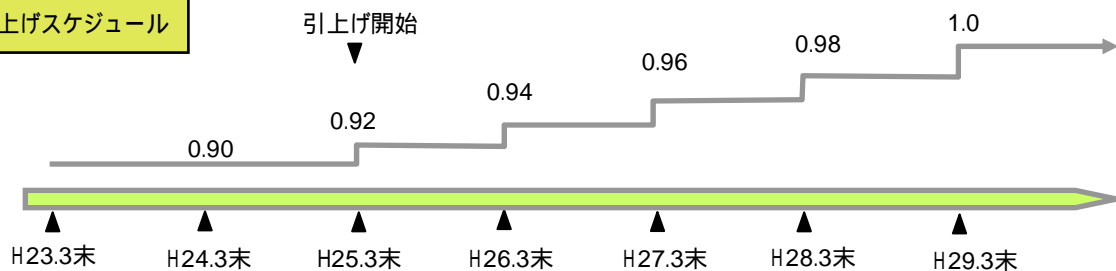
平成25年3月末基準以降で、回復計画の策定期間を極力長く確保しておきたい場合は、平成24年3月末基準で前提を見直して、予め延長しておくことが必要。

5. 財政運営基準の改定

< 積立要件の引上げスケジュールと回復計画期間(10年 7年)の関係 >

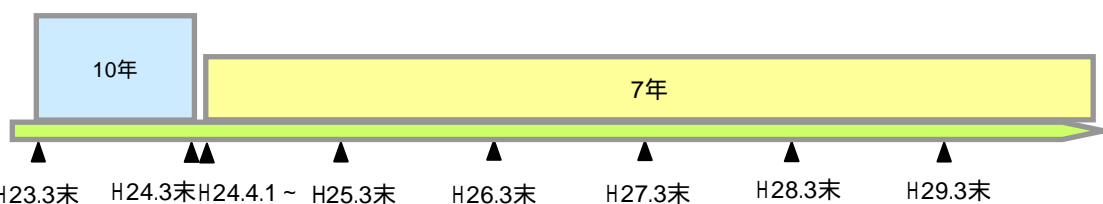
- 「積立要件」が引上げになる(予定)のは平成25年3月末の財政検証からとなる。
- 一方、「回復計画期間」が10年から7年に短縮化されるのは、基準日が平成24年4月1日(経過措置終了後)からとなる。
- 但し、既に回復計画を策定している場合には当該回復計画の終了年度までの計画期間とすることができる。
この場合、平成25年3月末基準以降で、回復計画の策定期間を極力長く確保したい場合は、平成24年3月末基準で前提を見直して、予め延長しておくことが必要。

積立要件引上げスケジュール



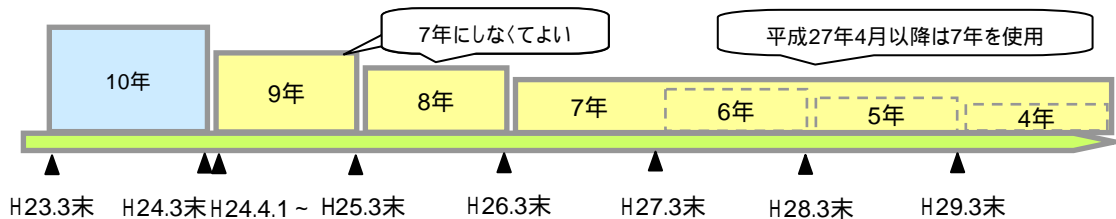
回復計画期間

新規策定



回復計画を策定する基準日

継続実施・再策定



平成24年3月末までに非継続基準に抵触し、10年の回復計画を作成、平成24年4月以降の財政検証において当該回復計画を継続実施または再策定するケース

6. DCの要件緩和にかかる意見募集



6. DCの要件緩和にかかる意見募集

- 年金確保支援法は、DCの資格喪失年齢引き上げ（60歳 65歳）、中途引き出し要件緩和について定めているが、「政令で定める」とされた事項に関する意見募集が開始された。
- 本要件緩和の施行日は、明らかになっていない。

1. 資格喪失年齢について

現行	資格喪失年齢は一律60歳
年金確保支援法	規約に定めるところにより資格喪失年齢を60歳から65歳まで引き上げることが可能 資格喪失年齢引き上げに伴い、60歳以上65歳未満で引き続き使用される者は企業型年金加入者とするのが可能
意見募集事項 (政令案)	従来加入できなかった60歳以上65歳未満の者も他の企業年金制度(DB年金等)または退職手当制度から資産移換があれば企業型年金加入者とするのが可能 企業型年金実施時の過半数同意 を得る際の分母となる対象者に60歳以上65歳未満で他の企業年金制度(DB年金等)または退職手当制度から資産移換する者を追加

被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合または当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意

(注) 年金確保支援法により企業型年金加入者として掛金拠出対象となる期間は拡大するが、60歳以降の加入者期間は支給開始年齢を決定する通算加入者等期間には算入されない。

2. 中途引き出し要件について

現行	退職時の個人別管理資産額が1万5千円以下の場合 退職後個人型年金運用指図者にしかなれない者(公務員・専業主婦等)となって、一定要件(以下の要件等)を全てクリアする場合 【要件】 ・障害給付金の受給権者ではない ・拠出期間3年以下または個人別管理資産額が50万円以下 ・最後に企業型年金加入者または個人型年金加入者の資格を喪失した日から2年未満
年金確保支援法	現行要件に加え、個人型年金加入者となれる者(自営業者等)であって、退職後自ら個人型年金運用指図者となって2年経過した者(継続個人型年金運用指図者)が、一定要件(以下の要件等)を全てクリアする場合 【要件】 ・障害給付金の受給権者ではない ・拠出期間3年以下または個人別管理資産額が政令で定める額以下 ・継続個人型年金運用指図者となった日から2年未満
意見募集事項 (政令案)	継続個人型年金運用指図者について、資産要件は25万円

7. 平成24年4月～平成24年6月の年金ニュース



7. 平成24年4月～平成24年6月の年金ニュース

	年金ニュース	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成24年4月	・厚年本体の平成23年度運用実績(弊社推計値)について【厚年】 (No.288)		()		
平成24年5月	・退職給付に関する会計基準・適用指針(ステップ1)の新基準確定について【厚年、DB】 (No.289)				
	・回復計画の策定期間10年の適用にかかる行政回答について【厚年、DB】 (No.290)				
	・第1～3回有識者会議の概況等について【厚年、DB】 (No.291)				
平成24年6月	・資格喪失年齢引き上げ、中途引き出し要件緩和に係る意見募集開始【DC】 (No.292)				
	・代行返上DBの記録の再整備について(通知発出)【DB】 (No.293)				
	・第7回有識者会議の概況等について【厚年、DB】 (No.294)				
	・DB年金の平成24年3月決算積立状況等【DB】 (No.295)				
	・第8回有識者会議の概況等について【厚年、DB】 (No.296)				

()は本資料に関連しない事項です。

8. 本資料関連の平成24年4月～平成24年6月の MUTB年金メールマガジン一覧



8. 本資料関連の平成24年4月～平成24年6月のMUTB年金 メールマガジン一覧

	メールマガジン	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成24年4月	・退職給付会計基準の見直しは4月中に確定へ【厚年、DB】				
	・第1回厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議の開催について【厚年、DB】				
	・4/18付日経記事「厚年基金 公的救済せず」について【厚年】				
	・退職給付会計基準5月初旬の次回委員会で確定へ【厚年、DB】				
	・第2回厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議の開催について【厚年、DB】				
	・「民主党 AIJ問題再発防止のための中間報告」の公表について【厚年、DB】				
平成24年5月	・第3回厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議の開催について【厚年、DB】				
	・5/17付日経記事「厚年基金、集中投資規制の効果は？」について【厚年】				
	・【続報】第3回厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議の開催について【厚年、DB】				
	・第4回厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議の開催について【厚年、DB】				
平成24年6月	・第5回厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議の開催について【厚年、DB】				
	・第6回厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議の開催について【厚年、DB】				
	・6/19付日経記事「厚年基金 解散しやすく」について【厚年】				

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部
03-6214-6368
(受付時間:9:00 ~ 17:00(土日・祝日除く))